

省エネルギー対策の強化について

現行基準

- ・現行、断熱等性能等級4を求めており、一次エネルギー消費量性能については求めていない。

| 断熱等性能 | 一次エネルギー消費量性能 |
|--|--------------|
| 住宅性能表示の等級4 ($U_A \leq 0.87$ (6地域)) | 無し |

見直しの考え方

- ・2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、住宅の省エネルギー性能を一層向上させることが必要。長期優良住宅の要件として、高い断熱性や一次エネルギー消費量性能など、従来より高い省エネ性能を求める必要。

改正後基準

- ・省エネの基準をZEH相当の水準とし、住宅性能表示制度の断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6とする。

| 断熱等性能 | 一次エネルギー消費量性能 |
|--|--------------|
| 住宅性能表示の等級5 ($U_A \leq 0.60$ (6地域)) | 住宅性能表示の等級6 |

共同住宅の省エネルギー性能の評価方法について

改正後基準

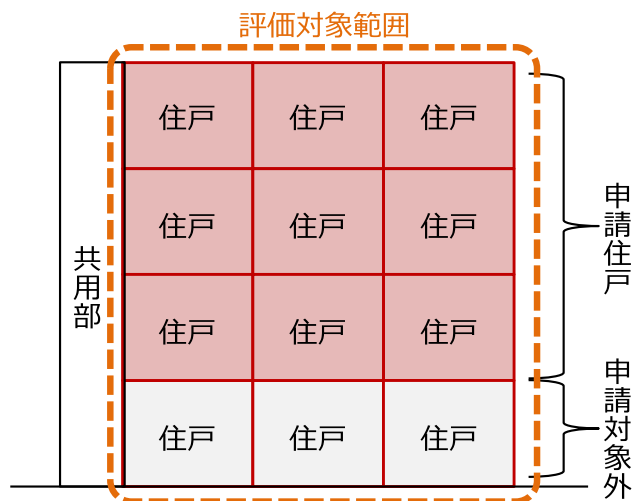
- ・従来の評価方法では、外皮性能と一次エネルギー消費量性能について、住戸ごとに評価するものとしていた。
- ・共同住宅の一次エネルギー消費量性能の評価方法について、従来の「住戸ごとの評価方法」に加えて、新たに「住棟全体で評価する方法」を導入する。
- ・「住棟全体で評価する方法」において、申請対象外の住戸も評価対象とし、非住宅部分は評価対象外とする。

| | 外皮基準 | 一次エネルギー消費量基準 |
|-----|-------|---|
| 現行 | ○単位住戸 | ○単位住戸 |
| 改正後 | ○単位住戸 | ○単位住戸 ○住棟評価（単位住戸の合計） ○住棟評価（単位住戸の合計 + 共用部） |

申請対象外住戸がある場合等

＜一部の住戸を申請しない場合＞

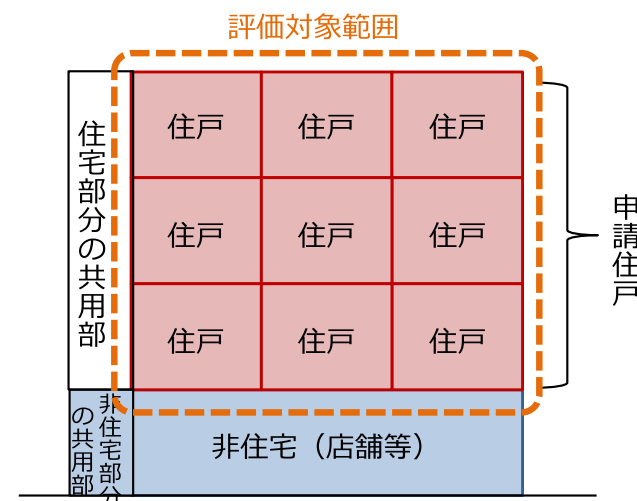
申請対象外住戸も含め、全住戸の合計が基準に適合。



※ 共用部については、評価に含めることも可能。

＜非住宅部分がある場合＞

非住宅部分は評価の対象外とする。



※ 共用部については、評価に含めることも可能。
(非住宅部分の共用部は不可)

長期優良住宅に係る壁量基準の見直し

見直しの必要性

- ・長期優良住宅の現行の壁量基準は、耐震等級2又は3。
- ・一方、近年、断熱材や省エネ設備の設置などにより木造建築物が重量化。社会資本整備審議会答申（R4.2）において、壁量計算等で構造安全性を確認している木造建築物の安全性確保のため、**必要な壁量等の構造安全性の基準を整備**することとされた。
- ・長期優良住宅の省エネ性能に係る認定基準は、**R4年10月よりZEH水準に引き上げ予定**。建築基準法における壁量基準の整備を踏まえ、長期優良住宅の壁量基準についても必要な水準に見直すことが必要。

基準見直しの考え方

- ・**現行の耐震等級3相当の基準を満たせば、建築物の重量化を踏まえたとしても、概ね長期優良住宅の求める性能を有する見込み。**
- ・住宅の設計や設計ツールの開発には一定の期間を要するため、10月以降の認定に向け、新たな壁量基準を設定した場合、早期に基準を明示したとしても、**設計の現場において混乱が生じるおそれ。**
- ・現場が混乱しないためには、住宅性能表示等の**既存の基準を活用して**、早期に基準を明示することが重要

見直し内容

- ・長期優良住宅の壁量基準については、現行の住宅性能表示制度の**耐震等級3※**とする。
ただし、PV等を載せた場合は、仕様に関わらず重い屋根の壁量基準を満たすものとする。
- ・なお、今後、建築基準法等において、新たな壁量基準が定められ、必要な周知などを行い、導入が可能となった段階で、当該基準へと見直すこととする。

※住宅性能表示制度における**構造計算による場合は、引き続き、実荷重を踏まえた上で耐震等級2以上の基準へ適合すれば認定基準を満たす。**